



いじめ防止基本方針

坂戸市立上谷小学校 令和4年5月～

上谷小学校「いじめ防止基本方針」

目次

I	上谷小学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって……………	2
II	いじめの未然防止のための取組……………	3
1	指導方法の工夫改善を図り、「いじめ」の未然防止に努める。……………	3
2	組織を生かし、「いじめ」の未然防止に努める。……………	3
3	児童の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。…	3
III	いじめの早期発見への取組……………	4
1	学校生活アンケート等の実施……………	4
2	児童の様々な情報の共有……………	4
IV	いじめの早期解決への取組……………	4
1	すばやく丁寧な対応をする。……………	4
2	児童の様々な情報の共有……………	4
V	いじめの問題に向けての校内組織……………	5
1	いじめ防止対策委員会の設置……………	5
VI	いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について…	6
1	重大事態の対応防止……………	6
2	重大事態での調査及び対応と保護者への情報提供……………	6
VII	インターネットを通じて行われるいじめ対策……………	6
1	情報モラルの徹底……………	6
VIII	年間指導計画……………	7
IX	資料……………	8

Ⅰ 上谷小学校「いじめ防止基本方針」 策定にあたって

- 1 上谷小学校「いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、児童が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。
- 2 上谷小学校では、文部科学省におけるいじめの定義を基に、全教職員が**「いじめは、どの子にも起こりうる。絶対に許さない。」**という基本認識に立ち、全校児童が「安心して安全に勉強や学校行事に取り組むなど、明るい学校生活を送れる」ように「いじめ防止基本方針」を策定した。

II いじめの未然防止のための取組

1 指導方法の工夫改善を図り、「いじめ」の未然防止に努める。

教員一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。

さらに、児童が活躍できる授業を通して、達成感を味わわせることにより自尊感情を育み、道徳教育を核として全教育活動の中で、「命の大切さ」を指導する。

- (1) 授業研究を通して、指導方法の工夫改善を図り、指導力の向上に努める。
- (2) 年間を通して、道徳科や人権教育週間において、「命の大切さ」について指導を行う。
- (3) 朝の会や朝会など、適時に適切な指導を行う。

2 組織を生かし、「いじめ」の未然防止に努める。

いじめ防止対策委員会、生徒指導部会、教育相談部会、企画会等において、全教職員が情報を共有するなど組織的に「いじめ」の未然防止に努める。

- (1) 教職員が児童たちと関わる中で感じた(得た)情報を共有し、児童個人や他との人間関係の把握に努める。
- (2) 学校生活アンケートを実施し、児童個人の学校生活の様子、他の児童との関わりを把握する。

3 児童の自助共助の取組を通して、「いじめ」の未然防止に努める。

児童の自助共助の取組を積極的に支援し、児童が自分の周りに起きる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 児童会活動、係、委員会活動、たてわり清掃を活発化させ、自らの力で学校をよりよい生活の場とできるような取組を支援する。
- (2) 学校行事を通して、自分と他との関わりを意識させる中で、よりよい人間関係づくりを行うための支援を行う。

一人じゃないよ。先生がいるよ！！

Ⅲ いじめの早期発見への取組

本校では、学校教育目標「笑顔で かしこく たくましく」に基づき、児童が安心して充実した学校生活を送ることができ、規律ある態度で授業や行事に主体的に取り組み、活躍できる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

1 学校生活アンケート等の実施

- (1) 学校生活アンケートを毎月実施
- (2) なかよしアンケートを学期1回実施
- (3) 朝の会、帰りの会、日記等による、担任との心のふれあいを行う。

2 児童の様々な情報の共有

- (1) いじめ防止対策委員会、生徒指導部会、教育相談部会、企画会等において、児童の様々な様子について情報を共有する。
- (2) 全職員が、児童たちの担任として意識を持ち、授業や休み時間などを通して、児童のささいな変化にも気づく高いアンテナを持ち、情報収集に努める。
- (3) 家庭訪問週間、教育相談週間を設け、保護者からの情報や相談を受ける。
- (4) 本校保健室来室者の報告を毎月確認し、養護教諭と情報を共有する。

Ⅳ いじめの早期解決への取組

1 すばやく丁寧な対応をする

- (1) いじめ問題を発見した時は、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に生かす。
- (2) 道徳部会と人権部会、特活部会が中心となり、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 本校では、いじめに関わる相談等において他校に関わるいじめの事実があると思われる時は、当該校への連絡その他の適切な処置をとる。
- (4) 本校では、23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を市教育委員会へ速やかに報告する。

上谷小学校「いじめ防止基本方針」

2 児童の様々な情報の共有

- (1) いじめ防止対策委員会は、いじめ未然防止研修会の開催を年間計画に位置づけ、全教職員の資質向上に努める。
- (2) 毎月の生徒指導部会において、問題を抱えている児童について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように全職員に周知する。
- (3) さわやか相談員やスクールカウンセラーによる、いじめに関わる相談ができるように連絡体制を確立する。

V いじめの問題に向けての校内組織

1 いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【構成員】 管理職、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導担当、養護教諭、
その他必要と認められる者

【活動内容】 ・家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
・いじめ防止に関すること
・いじめ発生時の対応について 等

【開催】 年3回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

いじめに対する
初期対応

- ①被害児童から事実関係の把握
(十分に配慮した聞き取り)
[担任等]
- ②加害児童の事情聴取(個別、徹底的に)
[担任等]
- ③教育委員会へ報告
[校長、教頭]
- ④被害児童、保護者へ事実関係の報告、謝罪
[校長、教頭、学年主任、担任等]
- ⑤学校全体の共通理解学校の指導方針、対策の確立
- ⑥加害児童、保護者への説明、指導
[校長、教頭、生徒指導主任、担任]
- ⑦加害児童、保護者から被害児童、保護者への謝罪
(弁済等、状況によって外部機関の協力要請)

VI いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」 の対応について

1 重大事態の対応防止

本校では、この重大事態を全職員が理解し、「重大事態」が生じたとき、調査で得た情報は、児童及びその保護者に提供する。さらに市教育委員会に報告する。調査に当たっては、公平性・中立性確保の観点からいじめ防止対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または、特別の利害関係を有していない者の参加を図る。また、必要に応じて市教育委員会と連携し、市の問題調査審議会の委員会などの派遣を市教育委員会に要請する。

2 重大事態での調査及び対応と保護者への情報提供

「重大事態」を全職員が理解し、いじめ防止対策委員会において調査する。調査結果については、28 条 2 項に基づき保護者に対して適切に提供する。調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ①生徒指導部、教育相談部では、該当事案が二度と起こらないようにするため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座に実施する。
- ②いじめの被害児童を守るために、全職員での校内巡視を実施し見守りを行う。

VII インターネットを通じて行われるいじめ対策

1 情報モラルの徹底

本校では、学校教育目標「笑顔で かしこく たくましく」に基づき、児童のインターネット上のいじめを防止するために情報モラルの徹底を図る。

- ①学級活動等やわくわくの授業を通して、ネット問題についての授業を実施する。
- ②児童の意欲啓発とともに、保護者の意識啓発に力をいれるため、PTA と協力し講演会等の実施やリーフレット等の配付を行う。

上谷小学校「いじめ防止基本方針」

VIII 年間指導計画

月	活 動 内 容	担 当
4	・各学年・各分掌におけるいじめ防止基本方針の確認 ・学校生活アンケート・生徒指導部会	各学年等 生徒指導部
5	・人権作文の取組 ・家庭訪問 ・学校生活アンケート・生徒指導部会	人権教育部 各担任 生徒指導部
6	・第1回なかよしアンケート並びに集計、いじめの実態把握と対処 ・人権標語の取組 ・いじめ防止対策委員会 ・学校生活アンケート・生徒指導部会	生徒指導部 人権教育部 対策委員会 生徒指導部
7	・授業参観・保護者会（長期休業中の過ごし方） ・非行防止教室 ・学校生活アンケート・生徒指導部会	各担任 生徒指導部 生徒指導部
8	・いじめ防止研修会 ・生徒指導研修報告会	生徒指導部 生徒指導部
9	・学校生活アンケート・生徒指導部会	生徒指導部
10	・人権感覚育成プログラム ・相手の立場に立った思いやりの心を育てる指導（音楽会） ・いじめ防止対策委員会 ・学校生活アンケート・生徒指導部会	人権教育部 音楽部 対策委員会 生徒指導部
11	・第2回なかよしアンケート並びに集計、いじめの実態把握と対処 ・教育相談週間	生徒指導部 教育相談部
12	・人権週間(12/4～12/10)における取組(道徳・学級活動) ・学校生活アンケート・生徒指導部会	人権教育部・特活部・ 道徳部 生徒指導部
1	・携帯安心教室	生徒指導部
2	・学校評価・保護者アンケートによる評価の反省及び検討 ・第3回なかよしアンケート並びに集計、いじめの実態把握と対処	教務部 対策委員会
3	・次年度に向けて、いじめ状況の確認と対処の見直し ・学校生活アンケート・生徒指導部会	各学年等 生徒指導部

IX 資料

「いじめ」とは、集団の中に蔓延する差別

- ・日常的な冷やかしとからかい
- ・行き過ぎたふざけあい
- ・乱暴な言葉のやり取り
- ・差別的な言動の蔓延
- ・見て見ぬふり

いじめには進行(段階)がある！！

●いじめの進行とサイン

【第1段階】

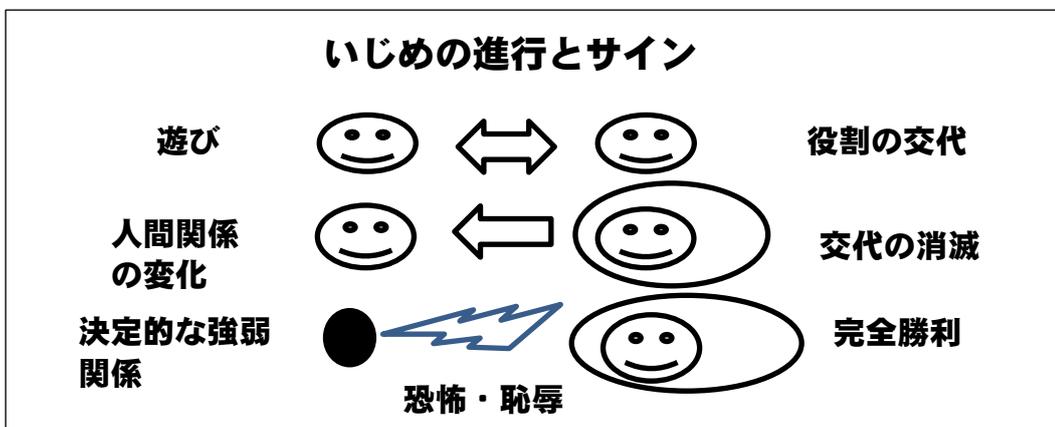
遊びなどを通して、ルールがあり機能している。**役割の交代**が行われている。
 (例 鬼ごっこでじゃんけんを負けたら鬼)※対等の人間関係なのだから、けんかといっても良いかも知れない。

【第2段階】

交代の消滅。人間関係の中にルールが無くなる。**(人間関係の変化)**
 (例 難癖をつけてじゃんけんが勝つまでやり直す。)
 一对多の関係へ。固定的な役割関係。

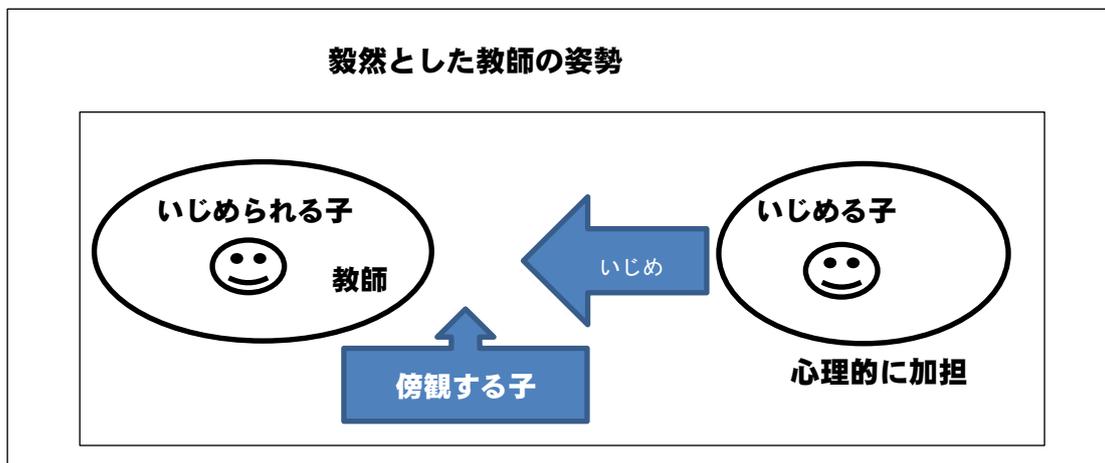
【第3段階】

あるきっかけ(恐怖・恥辱)による決定的な強弱関係
 (この時点になってしまうと、握手は考えられない)



【出典：「平成24年中央研修（第2回副校長・教頭等研修）」松田素行講師資料より】

教師は何ができるか？



- ① 第2段階でいかに早く発見するか。
(これ以上やったら”いじめ”だよ。→握手→解決→元に戻る)
- ② 第3段階になると、握手しても影に隠れて深く潜行してしまう。
- ③ 児童は第2段階で、教師にSOSを出していく。気がついて貰いたい。
(例 わざと叱られる行為をする。職員室に頻繁に来る。)

人間は孤独には耐えられるが、孤立には耐えられない！！

一人じゃないよ。先生がいるよ！！

第3段階になったら、心に響く投げかけを！そして、教師が入ると、今までの関係が崩れるので、その攻撃の矛先を教師に向けてくる。(授業妨害など)管理職は、「あなたはまちがっていない。このままやってくれ」この一言が大事。→その後、傍観していた児童が先生の味方をするようになっていく。→雰囲気が出てくる→解決(ものすごい労力)→(しかえしが始まるかもしれない注意が必要)